

岐阜県国民健康保険運営方針（案）の主な変更箇所

該当頁	変更箇所	
	概要	変更内容
目次	【修正】	項目順、ページ番号の修正
P. 10	【追加】	○ <u>医療給付費分の納付金の算定に当たり、県内市町村間に医療費水準の格差が生じている現状において、当該格差を反映させないことにすると、医療費水準の高い市町村から低い市町村への負担の転嫁が生じ、医療費水準の低い市町村において保険料水準の急激な上昇を招きかねません。</u>
P. 12	【修正】	・激変緩和措置の期間を原則6年間と設定した。
P. 12	【追加】	○ <u>県は、県内各市町村の保険料水準の平準化を進めるため、県内統一の算定基準に基づく市町村標準保険料率を示すことにより、各市町村が他市町村との比較も含めて、市町村ごとのあるべき保険料率を把握することを可能とします。</u>
P. 16	【追加】	○ <u>平成27年度の県内全市町村の調定額計約530億円に対し、約37億円の滞納が生じる結果となっています。</u>
P. 18	【変更】	・被保険者数10万人以上の欄の削除
P. 22	【追加】	<u>国民健康保険制度を将来にわたって安定的に運営するとともに、市町村間の医療費水準の格差について平準化を進める上で、県及び市町村が一体となって医療費の適正化に取り組んでいくことが重要です。</u>
P. 24	【追加】	<u>(6) ビッグデータを活用したデータヘルス構想の推進</u> ○ <u>県は、保健・医療をはじめとする健康福祉分野のデータに基づき効果的な健康づくり施策を推進するデータヘルス構想を市町村と連携して推進します。</u> <u>< 主な取組例 ></u> ・ <u>大学や研究機関による先進的なプロジェクトへの参画</u>
P. 26	【追加】	○ <u>協議の結果を踏まえ、市町村が基本とする処理基準（マニュアル）を作成します。</u>
P. 29	【追加】	○ <u>県は、施策を効果的に進めるため、岐阜県医師会、岐阜県歯科医師会及び岐阜県薬剤師会等に対し協力依頼を行うなど必要な連携を図ります。</u>